

法律をもっと身近に

HOUTERASU

ほうてらす

VOL. 51
2021.3

外国人と法律

特集 P.2-5



P6-7 インタビュー **LiliCo**さん

P8-9 困ったときの法テラス
FRESCで法テラスが業務を始めました!

P10 スタ弁がゆく

P11 法テラスの主な業務

P12 相談の手順



まずは / 法テラスに相談してみませんか? 相談の手順

法テラス案内ベアー てらくまくん



ぼくが 解説するよ

切り取って手元においたり、見るところに貼りつけたりしてください。

1 電話する

法テラス・サポートダイヤル
TEL0570-078374
おなやみなし

- 法テラスの利用方法やトラブル解決に役立つ情報をご案内します。
- どなたでも、何度でも匿名でご利用できます。

2 弁護士・司法書士に相談する

実は…

- 経済的に余裕のない方には、無料で3回まで法律相談のできる制度があります。
- 「経済的に余裕のない方」にあたるかどうかは、収入や預貯金などで決まります。お問合せください。

3 弁護士・司法書士に依頼する

お金が…

経済的に余裕のない方には、弁護士や司法書士の費用を立て替える制度があります。

4 解決に向かう

相談してよかった!

困ったら、法テラスへ!
まずは、お電話ください。

もっと詳しく知りたい方はコチラもチェック! ▶

ツイッター・メルマガにご登録を!

法テラスは、ツイッターとメルマガで「法テラスのサービス」「イベント情報」「法律の豆知識」などの情報を配信しています。

法テラス(広報) Twitter 公式アカウント @houterasu_4_10

メールマガジン 「ほうてらすPlus」(月刊) 登録はこちら▶

発行:日本司法支援センター(法テラス本部) / 発行責任者:事務局長 道あゆみ
法テラス本部 〒164-8721 東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8 階 電話:0503383-5333(代表)

困ったら法テラス。まずはお電話を。

平日:午前9時~午後9時/土曜日:午前9時~午後5時(祝日・年末年始を除く)

法テラス・サポートダイヤル **0570-078374**
IP電話からは 03-6745-5600

犯罪被害者支援ダイヤル **0570-079714**
IP電話からは 03-6745-5601

切り取って持ち歩けます

外国人と法律



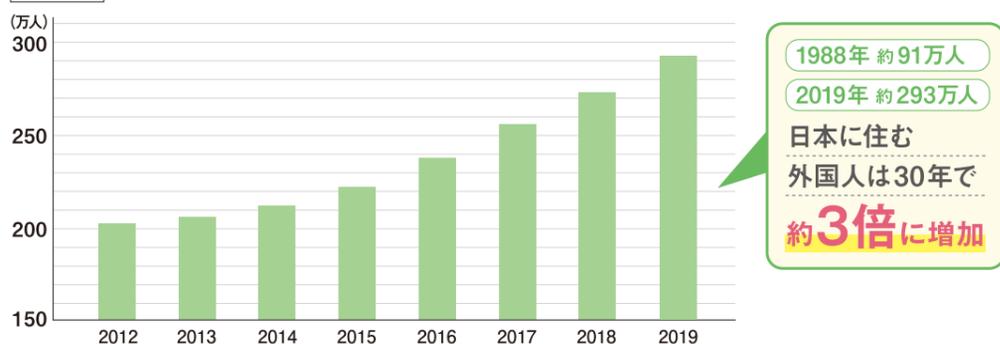
共生社会を目指して

日本に住んでいる外国人はグラフ①のように毎年増え続けており、2019年12月末には過去最多の約293万人になりました。新型コロナウイルス感染症の影響により、旅行などで訪日する外国人の数は大きく減少していますが、2020年6月時点で、約288万人の外国人が日本で暮らしています。

また、2019年の「入管法改正」により新たな在留資格がつけられ、将来的に日本で働く在留外国人は更に増えていくかもしれません。日本に暮らす外国人と日本人が安心して安全に暮らせる共生社会の実現を目指し、2020年7月、国は「外国人在留支援センター（FRESO）」を設立しました（詳しくはP8-9へ）。また、各地方公共団体にも相談窓口（ワンストップセンター）を整備するべく、国はその支援も始めています。

※出入国管理及び難民認定法

グラフ① 在留外国人の推移（総数）



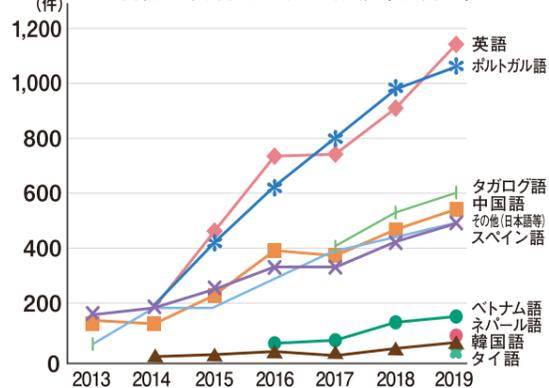
出典（法務省 出入国在留管理庁）

多言語による相談窓口 寄せられる問合せ

法テラスでは、法テラスの職員と外国語で話すことができる通訳サービス「多言語情報提供サービス」を行っています。多様な外国語を話す利用者に対応するため、英語や中国語をはじめとする9言語に加えて、2021年1月からはインドネシア語の対応も開始しました（利用方法など詳しくはP4へ）。

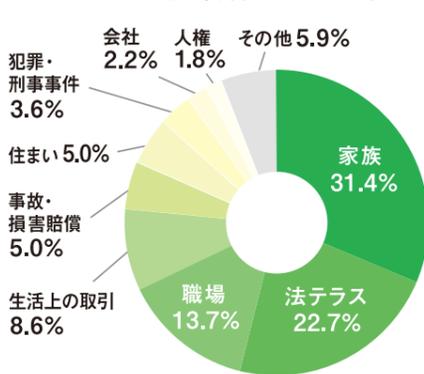
グラフ②のように、多言語情報提供サービスへの問合せ件数はサービス開始から増え続けており、グラフ③のように様々な法的なトラブルに関するお問合せが寄せられています。

グラフ② 多言語情報提供サービス
言語別問合せ件数の推移（年度別）



出典（「法テラス白書 令和元年度版」より）

グラフ③ 2019年度 多言語情報提供
サービス問合せ分野別内訳



出典（「法テラス白書 令和元年度版」より）

ケースでみる外国人と法律

ケース1 離婚

Q 私は5年前に母国で知り合った日本人男性と結婚し、4年前から夫とともに日本で暮らしています。子供はいません。在留資格は「日本人の配偶者等」です。1年ほど前から、夫とちよつとしたことで口論になることが多く、話し合った末に、離婚して別々に暮らそうということになりました。私はいま仕事もありますし、離婚後も日本で生活したいと思っています。どのような手続きをとればいいでしょうか。

A 外国人同士、あるいは日本人と外国人の夫婦が離婚する場合、まず、どこの国の法律に従って離婚することになるかを考える必要があります。これは「準拠法」と言い、法の適用に関する通則法（通則法）に、定めがあります。夫婦の一方が「日本に常居所のある日本人」であるときは、日本法によって離婚することになります（通則法第27条）、あなたの場合は日本の民法に従って離婚できるかを考えることになります。

日本の民法では、当事者が離婚について合意した上で戸籍法上の届出をすれば離婚が成立します（協議離婚）。ただし、離婚は裁判所など公的な機関を通じてしか手続きできない国も多いということに注意が必要です。あなたの母国で協議離婚が認められていない場合、日本で成立した離婚の効力が認められず、再婚できなくなってしまう可能性があります。このような場合には、当事者同士が離婚に合意してい

も、弁護士に相談するなどして必要な手続きを選択したほうがいいでしょう。

次に、あなたの在留資格について考えましょう。あなたの場合、「日本人の配偶者等」という在留資格、つまり日本人と結婚生活を営むことを目的とする在留資格に基づいて日本に滞在しているため、離婚により、その前提が失われることとなります。日本に滞在し続けるためには、別の在留資格に変更することが必要です。

また、離婚成立前であっても、別居によって在留資格該当性が失われたと判断された場合、在留資格が取り消されてしまう可能性があります。

離婚が成立した場合、14日以内にそのことを出入国在留管理局に届け出ることが必要です。



離婚を届け出ても、在留期間が残っているれば、すぐに在留資格が失われる訳ではありません。ただし、夫婦生活の実態が失われてから6か月以上経ってしまったら、「日本人の配偶者等」という在留資格の取消事由に該当し、在留資格を失うことがあるので、それまでに変更できるように準備を始めた方がいいでしょう。

一定の条件がありますが、3年以上程度以上日本で実体のある夫婦生活を送っていたのであれば、「離婚定住」と呼ばれる定住資格への変更申請が考えられます。また、あなたの経歴や勤務先が必要な条件を満たせば、就労に基づく在留資格への変更も可能です。

なお、本件とは異なりますが、日本人配偶者に勝手に協議離婚届を出されてしまい、思いもよらないタイミングで在留資格を失い、大変な状況に置かれているという外国人配偶者のケースが報告されています。一度受理された離婚届は裁判で争うほかありませんが、これを予防するには離婚届不受理申出制度という制度があります。市区町村役場で手続きが可能です。

ケース2 就業

Q

私は日本の大学に通う留学生で、もうすぐ卒業します。内定先の企業から、入社前の研修に参加するように言われました。何か気を付けることはありますか？

A

外国人が日本に滞在する場合、その目的に合わせて在留許可を得る必要があります。あなたが「留学」の在留資格で滞っている場合、大学卒業に伴って在留資格を変更する必要があります。スムーズに仕事を始められるように、内定先と相談して在留資格変更許可申請を進めてください。

この際、税金等の未納がある場合と在留資格変更が許可されない場合があります。特に、国民年金保険料の未納に注意してください。日本に住民登録をしている20歳以上かつ60歳未満の人は、外国籍であっても、原則として公的年金に加入し保険料を納付する義務があります。年金保険料は経済状態によって免除の申請をすることができ、学生の場合には卒業まで支払を猶予

長時間の手当てが支給される場合は、内定者研修も「仕事をしている」とみなされます。研修が資格外活動の時間を超えないよう注意が必要です。春休みなどの長期休暇の場合、週に40時間の就労が認められるので、このタイミングに合わせることを考えられます。

する制度（学生納付特例）があります。猶予ないし免除はいずれも自動的に認められるものではなく申請が必要ですが、手続きさえしておけば、在留資格変更の際に不利益に扱われることはありません。

なお、「将来年金を受け取ることができないから」と年金保険料を支払わない方もいるようですが、日本の公的年金に加入したのち帰国した外国籍の方は、加入期間に応じた脱退一時金を受け取ることができません。詳しくは日本年金機構にお尋ねください。

次に、卒業前に参加する内定者研修は「留学」の在留資格で参加することになりますが、この資格は、原則として日本で仕事をすることができません。資格外活動許可を得れば週に28時間の就労が可能ですが、参加し



知ってる？

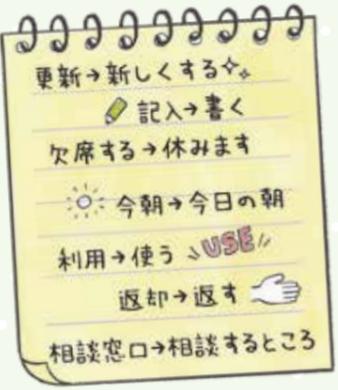
やさしい日本語

「やさしい日本語」とは？

相手に配慮した、外国人にもわかりやすい日本語のことです。

例えば、「弁護士」を「法律に詳しい人」といえるなど、難しい言葉をわかりやすく伝えようとするものです。日常的な日本語であれば理解できる外国人の方も多く、様々な外国語での情報提供のほかに、やさしい日本語も、あらゆる機関で活用され始めています。2020年8月には、出入国在留管理庁と文化庁が、共同で「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を出しています。

法テラスでも、誰にでもわかりやすい情報発信を目指し、取り組んでいます。



コラム

「やさしい日本語」は日本語の練習

法テラスの外国人支援の現場から 国際室長 富田さとし

「つまり「高所に迅速に避難してください」を「高いところに急いで逃げてください」と言い換えるのです。ある県の外国人支援の取組について話を聞く中で、初めて耳にした「やさしい日本語」を咄嗟に理解できずにいた私に、担当者、すぐに言葉を書いて教えてくれました。これが私と「やさしい日本語」の出会いです。

調べてみると、阪神・淡路大震災で必要な情報から取り残されてしまった外国人が多数いたことへの反省に始まった取組でした。その後の外国人人口の増加やインバウンド需要の高まりに押され、災害に関する情報だけでなく、平時の生活情報等についても誰にも分かる日本語で発信しようという動きに広がっています。

思い出すのは、アメリカに留学していた時の出来事です。周囲はアメリカ人学生ばかりのゼミで、教授が講義に慣用句を使ったことがありました。私が意味を問うと、どうも虫の居所の悪かったらしい教授は、それを更に別の慣用句で説明し、私はその場で意味を理解することを諦める他ありません

でした（例えるなら、「一挙両得」の意味を聞いて「一石二鳥だよ」と返答されたようなものです）。あの時に感じた疎外感を思いながら、早速、窓口で外国人利用者の方々に接する際に、「やさしい日本語」で話すように心がけることを始めました。また、法テラスの業務説明のうち外国人利用者が接することの多いものから、「やさしい日本語」に変換しホームページに掲載することを検討しています。

「やさしい日本語」では、文章の構成をできるだけ単純にして（受け身を避ける等）、意味を変えずに、より平易な言葉に言い換えることが必要です。簡単そうに見えることが、実は、日本語から英語に翻訳するときにも感じるのですが、文章の意味を変えずに変換する作業は、自分がその文章を正しく説明・理解できているかということに向き合う過程でもあります。「やさしい日本語」は、結果として得られるものが多い「日本語の練習」といえるのかもしれない。

「やさしい日本語」による、令和2年7月豪雨の支援情報

ここでは、やさしい日本語を使って「令和2年7月豪雨で被災された方に向けた支援情報」を紹介しています。※日本人の方でも使える制度です。

令和2年7月豪雨*で被害にあった人へ ※令和2年(2020年)7月に、たくさん雨が降ったことです。

法テラスでは、被害にあった人に、①と②のことをしています。

① 令和2年7月豪雨で被害にあったことで困っている人に、役に立つ日本の法律の制度や相談するところを教えます。

0120-078309 (令和2年7月豪雨で被害にあった人が使える番号です。通訳のサービスはありません。お金はいりません。)

② 令和2年7月豪雨で被害にあった人の中で、国が決めた場所に住んでいたり、そこで働いていたりした人は、弁護士(法律に詳しい人)などに相談ができます。お金はいりません。外国人の方は、在留資格があり、今日本に住所があることが必要です。

令和2年7月豪雨特設ページはこちら▶



日本語が不安だけど、困っていることを聞いてみたい。ひとりで悩まず、まずは法テラスへ電話してください。

法テラスの「多言語情報提供サービス」

0570-078377

平日9:00~17:00(祝日・年末年始を除く)

「0570-078377(おなやみナインイ)」に入ったお電話を、利用者、通訳業者、法テラス職員の3者間で繋ぎ、お問合せの内容に応じて、お困りごとの解決に役立つ日本の法制度や適切な相談窓口についての情報を外国語でご案内しています。





なにか困った時、助けてくれる場所が「そこにある、そこに誰かがいる」ってというのが大事なんじゃないかな。

スウェーデンから来日して30年以上。映画コメンテーターや歌手などマルチに活躍中のLiLiCoさんに、母国と日本の違いや外国人支援制度に感じることを伺いました。



スウェーデンはどんな国ですか？

夏は世界一、綺麗な国かなと思ってます。クリスマス前もとっても素敵。そして冬が長いので、家にも居心地がいいというのを大事にしますね。「アンレマンスレットテン（自然享受権）」って知っていますか？壊したりしなければ、誰の土地に入ってもよくて、無人島でキャンプをしてもいい。誰かの家の庭を横切っても。誰もが自然を楽しむ権利で、スウェーデンで一番素敵な法律だと思っています。あと、日本でも知られるようになった「フィーカ」という文化があって、仕事でどんなに忙しくてもみんなコーヒーを飲みながら休憩をします。今はインターネット社会だけど、メールだけでは表情がわからないから、ちゃんと目を見て話をすることを大事にするんですね。スウェーデン人には「人に会う、直接話す、コミュニケーションを取る」が根本にありますね。

スウェーデンと日本では、弁護士に抱く印象は違いますか？

スウェーデン人はコミュニケーションをとても大事にするので、だ

いたいの問題は自分たちで話して解決するんですよ。日本では身近に弁護士も多いし、離婚する時お互いの顔が見たくないからという理由で弁護士に頼む人も多いじゃないですか。私はスウェーデンでは弁護士に会ったことがないんです。人口が1000万人しかない国なので弁護士士の人数も少ないんでしょうけど。もし小さい頃に「弁護士を頼もうかな」という話を聞いたなら「弁護士を呼ばなきゃいけないくらい大変な問題が起こったんだ！」ってちょっと緊張するくらい、日本と感覚が違いますね。

日本で暮らしていて、ご自身を外国人であると感ずることはありますか？

毎日ですね。「もうLiLiCoは日本人だよ」って言われますけど、日本国籍でもないしね。昔、外国人の偽装結婚がすごく多かった影響で、今は日本人と結婚しても日本国籍にならないんですね。「国籍は日本でしょ」って言われるけど、簡単ではないよって思います。

あと、本名が長すぎて名前の欄に入らなくて通販を頼めなかったりとか。書類を書く時も名前の欄ってだいたい漢字4文字くらいしか入らないし、26文字もあると「その文字数だと登録できないのでなにかを消せませんか？」って言われることは本当によくあります。でも本名なので消せないです。そういうマニュアル化されている部分もって外国人に優しくなるといいですね。

日本に来て暮らし始めた際に、苦労したことはありますか？

それはもうすべてですよ。日本語わからないからね。車の中で生活しなくちゃいけない状況になったことがあって、そんな時、誰かに通訳をしてもらって、金銭的に毎月少しだけでも支援してもらえたらもっとよかったです。たかもしれないあと。でも過ぎたことを言ってもしょうがないから。もちろん助けてくださった方もいますけど。通訳と金銭的な支援は、本当に必要な人のための制度があったらいいよね。

「やさしい日本語」^{※1}について、どう思いますか？

こういうものがあるのはありがたいよね。これを私が成田空港に降り立った時に「住む予定の方だったから役に立ちますよ」って無料でやさしい日本語で書かれた案内とか渡

してもらえたら嬉しかったと思う。

でもこういうものがあるっていうことを成田や羽田とかの国際空港に立つて外国人に教えてあげないとだめだよ。ただあるだけじゃなく、広めることが一番大事なので。「私たちがお手伝いできますよ」っていうのを誰にどういうふうにするかっていうのがすごく大事。なんでも最初は難しいんですけど、ひとりが「これは便利だ」と思ってくればすぐに広まりますよ。

法テラスの相談窓口もある、「外国人在留支援センター(フレスク)」^{※2}について、どう思いますか？

いいと思う。こういう場所があるってことを知っておくととっても安心だし。なにか困った時に助けてくれる場所が「そこにある、そこに誰かがいる」というのが大事なんじゃないかな。

日本は外国人に優しい国だとみんなが思えば、もっと日本に来る人も増えると思うんですよ。東京とか日本の街を見たら、行きたいと思うもん。絶対に。だって面白そうだし。でもせっかく興味があるのに、外国語が通じにくい国だから不安になって諦める人もいるかもしれない。

そんな人がフレスクのことを知ったら、じゃあ行くかなって思うかもしれないしね。そしたらもっと日本が好きになると思います。

※1詳細はP5参照 ※2詳細はP8-9参照

のぞいてみよう! FRESC内の法テラス(国際室)

FRESC内の法テラスでは、外国人の方に面談または電話により、日本の法制度や相談窓口に関する情報提供を無料で行っています。

また、希望がある場合、先に相談を受けた他の入居機関（東京労働局 外国人特別相談・支援室や東京出入国在留管理局等）からの相談取次や、複数の入居機関による同席相談を行っています。

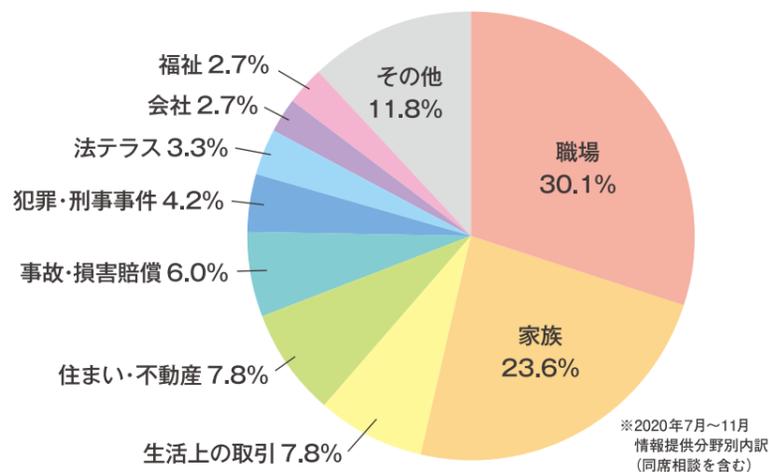


フレスク内相談ブースの様子



通訳機を使った相談のイメージ

FRESC内の法テラスには
さまざまな相談が寄せられています。



法テラスと入居機関との相談時における連携例

コロナで業績が悪化し解雇されそうになっています。よくわからない書類へのサインを求められ、在留資格の期限も迫っています。どうしたらいいのでしょうか。

※実際の相談例をもとに作成した架空のケースです。

東京労働局外国人特別相談・支援室

「整理解雇」の要件や、内容のわからない書類に署名することの危険性等を説明

相互に連携

法テラス

解雇された場合の労働審判の手続等を説明

東京出入国在留管理局

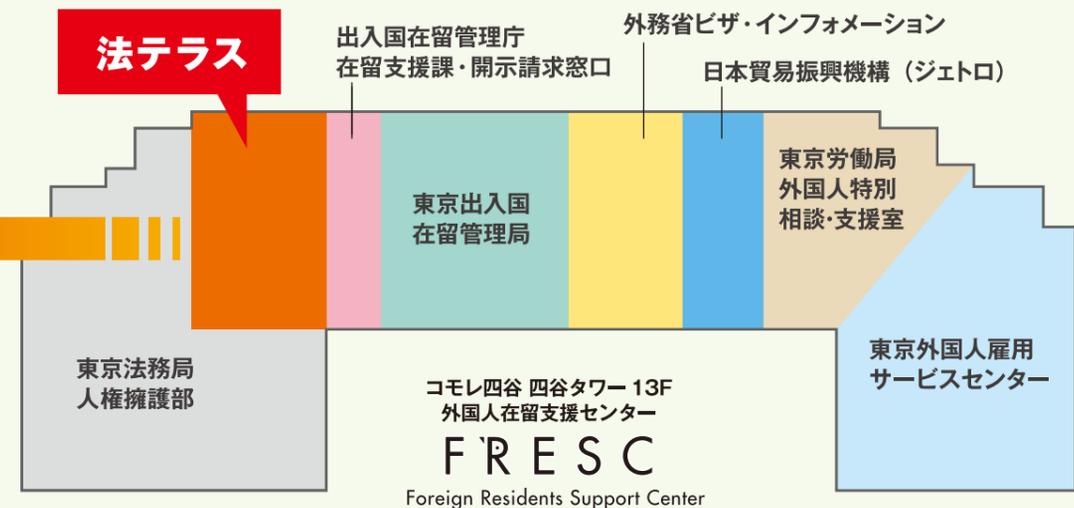
在留資格についての相談

FRESCとは?



2020年7月にできた「外国人在留支援センター」です。

外国人在留支援センター（FRESC / フレスク）は、日本で暮らし、活躍する外国人の在留を支援する政府の窓口が1つのビルに集まり、外国人からの相談対応、外国人を雇用したい企業の支援、外国人支援に取り組む地方公共団体の支援などの取組を行っています。



FRESCではどんな相談ができるの?

FRESCには、8つの機関が入居していることから、外国人の在留に関する様々な相談ができます。外国人個人に限らず、外国人と関係する個人や企業も相談ができます。

FRESC(フレスク)における相談例

- このまま日本で働きたいけど、就職先が見つかりません
- 現在勤めている職場から転職したい
- 外国人を採用して海外展開したいのですが、どうしたらよいでしょうか
- 職場でサービス残業を強要されて困っています
- 夫から暴力を受けているので、助けてほしい
- 赤ちゃんが生まれたので、故郷の家族に来てもらいたい
- 離婚を考えていますが、子供の親権や在留資格はどうなるのですか

お問合せ方法など、詳しくはホームページをご覧ください▶



法テラスは 国によって設立された、 法的トラブル解決のための総合案内所です。

法テラスの主な業務

情報提供

生活上の法的なトラブルに対し、解決に役立つ情報を、電話やメールで無料でご案内しています。どなたでも、何回でもご利用いただけます。



法テラス・サポートダイヤル

0570-078374

平日 9時～21時 / 土曜 9時～17時
(祝日・年末年始を除く)

民事法律扶助

- 経済的に余裕のない方に「無料法律相談」と「弁護士・司法書士費用の立替え」をしています。
- 認知機能が十分でない方に、出張で「法律相談」をしています。
- 政令で指定する大規模災害の被災者に「無料法律相談」をしています。



国選弁護等関連

- 国選弁護人等になるうとする弁護士との間で、国選弁護人契約等の契約締結業務をしています。
- 刑事事件等で、裁判所からの依頼を受けて、国選弁護人等候補者の指名・通知業務をしています。
- 国選弁護人等へ報酬・費用の算定・支払業務をしています。



司法過疎対策

弁護士が少ない地域(司法過疎地域)に法律事務所をつくっています。スタッフ弁護士(法テラスの常勤弁護士、スタ弁)が常駐し、法律相談、民事裁判などの代理、刑事弁護などの法的サービスを提供しています。



犯罪被害者支援

- 犯罪の被害に遭われた方やご家族の方に、相談窓口のご案内、利用できる法制度などの情報を無料で提供し、個々の状況に応じて、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介をしています。
- DV、ストーカー、児童虐待の被害を受けている方に法律相談をしています。
- 被害者参加人のための国選弁護制度や被害者参加旅費等支給制度の事務もしています。



すべての都道府県に『法テラス』があります。抱えている悩みが法的な問題かどうか悩む時や、解決方法がわからない時は、**まずご連絡ください。**

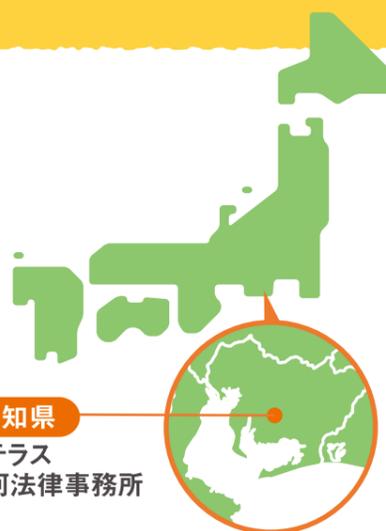
2006年4月、法テラス(日本司法支援センター)は設立されました。
それまでの日本では、全国の相談窓口がひとつになっていませんでした。そのため、必要な情報にたどり着けなかった人がいました。弁護士のいない地域もありました。
お金がなくて弁護士を頼めないという人もいました。
そこで、公平な裁判を受ける権利を保障する日本国憲法の理念をより一層実現するため、最高裁判所や法務省、日本弁護士連合会や日本司法書士会連合会などの官民が力を合わせ、いつでもどこでも法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられる社会にしようと「総合法律支援法」が成立しました。
そしてできたのが「法テラス」です。



www.houterasu.or.jp 法テラス

スタ弁日記

スタ弁がゆく



愛知県
法テラス
三河法律事務所



河野 優子 弁護士
2014年弁護士登録。
埼玉県出身。

赴任する度にいろいろと観光して食べ過ぎてしまうのが悩みです。
写真：法テラス三河法律事務所働くメンバー。(右下が河野弁護士)

誰にも開かれた 機関の一員として

愛知県の西三河地域は、外国出身住民が多い地域として知られ、法テラス三河法律事務所も外国出身の方の相談割合が比較的多い事務所です。
工場地帯で、短期や寮付きの求人が多いためか、国内の他県出身者も多く、必要があつて故郷を後にする人々の背景や移住先で置かれた状況は、国内外出身問わず共通するところが多々あると感じます。

特有のニーズにも対応できるように

相談内容も出身国を問わず共通点が多いですが、外国出身の場合、通訳が必要になることもあるなど相談へのハードルはいくつもあります。また、外国籍住民に特有の法律相談もあります。大きいのは在留資格(俗に「ビザ」)に関することです。

例えば「永住者の配偶者等」として日本に長く住む外国籍の女性が、DVを受け避難したところ、配偶者としての実態がないとされ在留資格を更新できず、日本から出よといわれる「特定活動(出国準備)」の資格にされた件がありました。これは早期に受任して「特定住者」の資格に変更することができました。

悔いの残るケースもありました。夫が浮気の末に家を出た件で、外国籍の妻には頼れる親族はなく、夫のために家も仕事も手放して日本で一から生活を築いてきたので、国籍国には生活基盤がありませんでした。日本で成長した子は、国籍国の言葉は不自由になっていました。在留資格の更新が認められず、国籍国への再移住もしようにもできず、不法残留になっていました。支援団体と協力して様々活動しましたが、結局「退去

強制」が命じられたのです。2人は国籍国でも非常に困難な事態に陥りました。

単に家族関係の問題だったものが、外国籍住民というだけで日本という帰属先(子)にとっては唯一の帰属先から排除までされることに強い衝撃を覚えました。

包摂的な窓口として

外国語対応の相談会で、「なぜ日本人は対象外か」と聞かれた事があります。日本語なら常設相談窓口が他にあることを伝えました。当然に日本語で相談できる人にとっては、日本語が分からないという理由で相談窓口が使えない人がいること、特別の相談会が必要であることは想像しにくいのだと気付かされました。

「様々な人」の存在を当たり前のものとして、誰にも分かりやすい窓口があれば、窓口を利用する方々にも認識が広がるかもしれません。

今後も法テラスが包摂的な窓口であるように、どんな法的ニーズにも適切に対応できるように、私も努力していきたいと考えています。



岡崎城の大手門



様々な言語で書かれた相談の申込書

スタ弁とは?

全国各地にある法テラスの法律事務所働く「スタッフ弁護士」のことです。

スタッフ弁護士のこと、もっと知りたい方はこちら

採用情報以外もたくさん「スタッフ弁護士採用サイト」

